

大分市上下水道局低入札価格判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市上下水道局の工事請負契約を一般競争入札により締結しようとする場合において、大分市上下水道局低入札価格調査制度要綱(令和3年大水告示第132号)に定めるところにより低入札価格で入札された工事の履行等の判定を行うため、大分市上下水道局低入札価格判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を上下水道事業管理者に報告するものとする。

- (1) 落札者決定時における契約履行の判定に関すること。
- (2) 契約締結後における工事の履行の判定に関すること。
- (3) その他上下水道事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、上下水道部長、審議監、上下水道部次長(専任に限る。)、発注担当課長及び総務課長の職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、上下水道部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課契約監理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。